

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

2 施設見学の報告について

3 議題

（1）料金算定方法について

資料3について説明

委員：資料3の3ページ4ページに収支計画があるが、県営水道の値上げなどは反映されているのか。

事務局：県営水道料金の値上げ、物価や人件費の上昇、使用水量の推移等を反映している。

委員：収益的支出のその他125,284千円の内容は。

事務局：各種委託料や一般会計への負担金などである。

委員：一般会計への負担金というのはどのような内容か。

事務局：水道事業が市役所のスペースや機器を使用していることに対し一般会計に支払う負担金である。

会長：公営企業の説明があるといい。

事務局：市は税金で経費を賄っているが、水道事業と公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）などの公営企業については民間企業と同様に、税金ではなく料金収入で経費を賄うこととなっている。水道事業・下水道事業が市役所のスペース等を使用しているため、それに対して賃借料を支払う必要がある。

会長：収益的支出のその他の内訳を資料として用意してほしい。

事務局：用意する。

委員：資本的収入の企業債というのは民間企業に対し債券を発行しているものか。

事務局：水道事業と下水道事業は公営企業であるため企業債という名称になっている。民間企業に債券を発行するのではなく国や市中の銀行などからお金を借り入れている。水道事業は金融機関から借りていないが、金融機関から借りることは可能。下水道事業は金融機関から借りている分もある。

委員：金利は入札で決まっているのか。

事務局：市中の金融機関から借り入れる場合は入札で決まっている。国等から借り入れる場合は固定金利となっている。

委員：収益的支出の経費は、令和4年度から変動がほとんどない状態で推移しているが、経費をもっと圧縮したシミュレーションは難しかったのか。

事務局：例えば、検針徴収業務の委託先については公募型プロポーザルを実施し、プレゼン内容も見て総合的に決定している。その他の経費で、動力費については、割安の電力会社もあるが破綻するリスクもあるため、中部電力と契約している。薬品費については、物価の上昇により、受水費については、県営水道料金の値上げの影響により経費の増となる。修繕費については、入札等により支出を抑える努力はしているが、人件費や

資材費の上昇によりなかなか減少させられない。庁舎使用料負担金についても電気代等の値上がりにより経費が上昇傾向にある。できるだけ削減するよう努力はしているが、9年後どれくらい経費が削減できるかというところまで明確にお示しすることは難しい。

委員：このままいくと、という想定であればそれでいい。使用者側・供給側の努力によって、まだ下げる余地があるのであればと思って質問した。

会長：他の自治体の料金等審議会でも全く同じ議論があった。民間企業の場合、経営努力や経費削減を示した上で、それでも値上げをお願いしなければならないという見せ方をするが、水道事業・下水道事業の場合、公営企業側の経費削減のための努力が見えてこないという意見がよくある。公営企業として値上げを出来るだけ抑えるためにこういう努力をしていますという資料を用意いただきたい。

事務局：現在は、民間活力の導入や長期的なシミュレーションに従って行政の推進を行っており、一方で県下の事業体で事務事業の共同化を検討中。水質検査業務についても近隣で共同して実施できないか検討している。その他に、水道事業者の講習会を名古屋市に委託することによる事務コストの削減、下水管路の点検の共同化などの取り組みを資料化してお示しする。

委員：下水道事業の収益的収支の職員給与費が令和5年度から変動がないがおかしくないか。

事務局：下水道事業の考え方としては、人事異動があるため実際の一人一人の人件費の想定ができず、令和5年度と同じ人員構成を想定している。

委員：令和4年から5年の金額増は一人増員ということか。

事務局：令和5年度以降の数字は、令和2年度に策定した経営戦略の数字をそのまま使っている。令和4年度の数字は実績値。人数増減ではなく、年齢構成等が変わって人件費が上がっている。

委員：水道事業のように少しずつ人件費を上げた方が資料としては納得できる。令和5年度の人件費については令和2年度の策定時の数字ではなく見込みの数字を出せないか。

事務局：整理する。

委員：資料3の5ページ、料金体系の二部料金制の右下に単一型があるが、採用しているところがほとんどないのはどのようなことが考えられるか。

事務局：少量使用者に対する配慮も必要になることから、企業等の使用水量が多いところに水道料金を多く納めていただきたいという事情があると思われる。

会長：補足として、世間にはたくさん使えば使うほど割安になる逓減型体系がよくあるが、水道事業の場合はたくさん使うということは配管、浄水場等の施設が最大使用量に対応できるよう過度に作らないといけないため逓増制になっている。

(2) 水道料金の算定について

資料4について説明

委員：仮に2か月で9 m³使用した場合、1か月につき4.5 m³でそれぞれ水量計算するのか、それとも9 m³で計算するのか。

事務局：1か月につき4.5 m³の水量で計算する。

委員：基本水量5 m³まで500円というのは毎月なのか、2か月に1回か。

事務局：基本料金は1か月につき500円。2か月に1回請求することから、500円×2か月で10 m³まで1,000円となる。

委員：40 mmなどの大口径はマンションが使うのか。

事務局：マンションやアパートなどの共同住宅や店舗等が大口径の使用者となる。

委員：共同住宅で大口径の場合は親メーター検針になり、集中検針盤は使わないのか。

事務局：市と使用者が協定を結ぶことで集中検針盤を使った戸別検針が可能である。今回のシミュレーションについても現状が戸別検針になっている使用者については戸別検針としてシミュレーションしている。

委員：仮に親メーター40 mm、使用水量50 m³で計算した場合と協定を結んで戸別検針した場合の料金を比較したらどうなるか。

事務局：親メーター検針は、各戸の使用水量が多い場合、他の検針方法に比べて高くなることが多い。

委員：親メーター検針と戸別検針で件数が多いのはどちらか。

事務局：共同住宅の全体の件数を把握していないのでどちらが多いかは不明だが、協定を結んで戸別検針をしている建物数は100を超える。1つの建物に10部屋と考えると単純計算で1,000戸は戸別検針をしている。

委員：それは集中検針ということか。

事務局：建物所有者に集中検針盤を設置してもらって戸別検針をしている。

委員：飲食業はどれくらいの口径を使っているのか。

事務局：13 mm～20 mmが多いが、25 mm～40 mmも使われている。50 mmや75 mmはほとんど使われない。

委員：予定されている川井・野寄地区の工業団地はどのくらいの口径が使われるか。

事務局：製造業、運送業、倉庫業が進出すると聞いている。一般的に水を多く使用するのは工場と考えているが、井戸を使用するケースもあるため、個別の事例は確認しなければ分からない。

委員：水道の使用量が減れば減るほど総括原価は減るものなのか。変わらないのか。資料4の3ページにある、4年間で約30億円というのは水道使用量にかかわらず必要になるものなのか、使用量が減れば減っていくものなのか。

※親メーター検針と戸別検針について

・親メーター検針…建物全体の使用水量を一つのメーター（親メーター）で検針し、建物の管理者に請求する。

・戸別検針…各戸につけたメーターから繋がった集計機器（集中検針盤）により各戸の使用水量を検針し、各入居者へ請求する。

事務局：使用水量が減少すると、資料4の1ページの営業費用中の変動費が減っていくと思われる。

委員：例えば使用水量が1割減少したことにより、変動費が1割削減できた場合、B~E合計欄の変動費が合計で558,412千円あるので、これの1割で55,841千円。4年間で約30億円の費用に対して考えるとそこまで大きな影響にはならないということではないか。

事務局：はい。

会長：節水をすると水道料金収入自体が減るため、経理的には逆に厳しくなるという悩ましさがある。

委員：節水しても総括原価は発生するため、そのあたりを見越して設定していかないと収入で支出を賄えなくなるということか。

会長：おっしゃるとおり。固定的な費用の割合が大きい。そのため世帯数が減ると厳しくなる。

委員：「固定費を4年間である程度削減したうえで値上げを検討している」といえば、使用者にも説明しやすいと思う。固定費を4年間で何億円と削減したという話で進めればと思うが、資料4の1ページを見ると固定費がそれほど変わっていない。固定費以外の部分、需要家費と変動費を足しても7億、1割経費削減したとしても7千万、あまり劇的に数字に反映できるようなものでもない。営業費用の固定費が4年間で18億2千万とかなりの割合を占めているため、ここが努力によって減らせるものなのかどうか。

事務局：正直難しい。

会長：修繕費だけは減少できるかもしれないがそれ以外の経費はまさに固定されている。

事務局：修繕費についても、今まで実施していなかった漏水調査を行い、漏水量が増えないうちに修理することで県水受水費や修繕費を抑える努力をしている。

委員：漏水の件数は。

会長：漏水があると有収率が下がることになる。前回の資料の5の1の4ページ右下に有収率があるので見てほしい。

事務局：平成29年度まで有収率が90%を超えていたが、平成30年度に90%を下回ったことから漏水調査・早期修繕を実施したことにより有収率が90%以上に回復した。漏水の件数は、令和4年度は33件、令和3年度は50件。

会長：有収率についての補足として、10%全部漏れているわけではない。お金をとってない水が10%あるということ。

事務局：例えば火災時に、消火に使用した水は料金徴収対象とならない。

会長：現在は用途別の料金体系だが、例えば一階が店舗、二階が住居の場合、用途は何かになるのか。

事務局：申請にもよるが、営業用になると思われる。ただし、現在の岩倉市の料金体系は営業用と家事用で同一料金となっている。

委員：全く同じなのに用途別にする意味は。

事務局：営業用、家事用の他に湯屋用があり、料金体系が別になっている。ただし、現在は湯屋用の使用者はいない。

委員：前回の資料5の現行料金表に特別栓1㎡につき215円とある。特別栓とは何か。

事務局：例えば住宅を建築するときに臨時的に工事で水を使う場合の用途である。

(3) 下水道使用料の算定について

資料5について説明

会長：水道事業と下水道事業での議論の出発点がだいぶ違う。下水道事業の場合は収支状況がどうなっているかではなく、国が示す目安20t3,000円にどう近づけるかというのが議論のスタート。その違いの説明が欲しい。

事務局：下水処理にかかる単価が1㎡につき150円だが、現状の料金では1㎡につき、85円の徴収しかしていないため処理をすればするほど赤字が膨らんでいくという状況の中、一般会計から税金を補填してもらうことで黒字を確保している。下水道は一定の地域しか供用されておらず、市税を投入するのはどうかという議論もあるため、受益者負担として下水道を使っている人は適正な処理費用を納めるという形で整理しようというのが今回の料金改定の狙い。なお、汚水処理原価150円以上の部分は経営努力をしても賄いきれず、そこに対しては一般会計からの繰入金を入れるべきという考えがあり、これを基準内繰入という。逆に150円のところまでは下水道使用料で賄うべきなのに賄えておらず、そこを一般会計からの繰入金で補填するのを基準外繰入という。

会長：市民に対し、150円とればどうなるかというところが伝わらない可能性がある。国が150円と示しているから150円にするというようにしか見えない可能性がある。150円徴収すれば下水道事業の財政はどうなるというところを見せるのも大事だと思う。

事務局：検討する。

委員：資料5の1ページ目で「使用水量が0㎡でも10㎡でも同じ使用料」とある。前回の資料6の7ページ目にある基本料金表では5㎡までが428円で、5㎡から10㎡までが1㎡あたり60円となっている。0～10㎡まで同じ値段ではないか。

事務局：前回の基本料金表の表記は1か月あたり。2か月だと倍になり10㎡まで同じ使用料になる。

委員：使用料単価を汚水処理原価と同じ150円にすると一般会計からの繰入金がなくなるのか。

事務局：繰入金全てがなくなるわけではない。貯留池の整備等については本来一般会計で負担すべきだという考え方で、基準内繰入。汚水処理分については下水道使用料で賄える形になり、基準外繰入がなくなる。

会 長：家庭から出てくる汚水と雨水の両方を下水処理している。雨水の方は使用者負担ではなく、広く全体で負担すべきものだから一般財源から繰り入れてもいい。これが基準内繰入。一方汚水の方は使用量に応じて出した人が負担すべきだが、この部分でも現状は一般財源から繰り入れざるを得ない状況になっている。これが基準外繰入で、ここを解消しようという話。資料では意図的に抜いていると思うがそこは最低限表現しておかないといけない。150円の場合、基準外繰入はなくすることができる。

事務局：資料3の4ページ下部に基準内と基準外の繰入金に記載してある。基準内は少なく、基準外の方が多い状態。汚水処理分に対して一般会計からの繰り入れをしていることがわかると思う。

会 長：この基準外が本来は使用者が負担すべきところ。それを負担しきれていなくて一般財源から繰り入れている。ここを限りなくゼロにしたいということ。

委 員：資料3の4ページ、収益的収支の経費のその他が水道事業の倍近くある。この内訳は。

事務局：五条川右岸・左岸浄化センターの維持管理負担金が主に占めている。およそ2億1千万円が維持管理負担金。また、水道事業に検針・徴収を委託しているのでその委託料がおよそ2千万円。

委 員：検針・徴収の委託について、下水道を使っていないところもあるはずだが。

事務局：下水道を使った件数分だけ、単価をかけて払っている。岩倉団地分は団地全体で毎月40万円超を払っている。

会 長：水道事業と下水道事業の両方、その他の内訳を資料として用意してほしい。考え方として1回または複数回で改定するというのはいいが、複数回で改定する場合、2回目、3回目をいつやるかによって収支が変わってくると思う。資料としてその想定はないのか。1回で150円に値上げするより段階的に値上げした方が負担が少ないのは当たり前だが、最終的に150円になった時に1回で値上げするよりもっと厳しくなるかもしれない。資料の作り方としてそこが気になる。

事務局：市民感覚的に1回で150円まで上げるのは負担感が大きいと考えている。そのため何回で150円まであげるかの議論が先と考えていた。

会 長：例えば100円で4回に分けてやるとここが厳しくなる、1回でやればクリアできる、というような何か制約条件なしに比較したら100円の方がいいに決まっている。検討してほしい。

事務局：検討する。

委 員：下水道の使用者と使用していない人の割合は。

事務局：整備率が75%ぐらいで水洗化率が80%ぐらいなので6割程度が使用者となる。

委 員：使用者に、下水道使用料が公費負担により安くなっていたということを理解していただくことができれば、値上げに反対することにはならないだろうと思う。ただ一気

に上げて生活が苦しくなるような方がでてきてしまうのもよくないので、慎重にいくといいと思う。

会 長：3パターンそれぞれで基準外繰入がどうなるのか、税金での持ち出し分がどれだけ減るのかというデータを示すべきという話。

委 員：資料5の9ページ10ページにある使用料体系案の比較の赤字部分は大口使用者の方が個人住宅よりも負担が少なくなるということか。

事務局：赤字部分は現行の使用料よりも安くなるどころ。複数回で改定する場合、どのパターンも基本料金は変えず従量料金の単価を値上げする試算のため、途中段階では最終段階より基本料金の割合が高くなり、結果大口使用者からの徴収の割合が少なくなる。

会 長：基本水量（※使用しても従量料金が発生しない水量）をなくしていきたいということではないか。

事務局：資料5の5ページ、案②の二行目に記載されている「下水道使用料算定の基本的な考え方」という本では、最近の設定方法として基本水量を設定しないというものが出てきているため、今回の資料もそれに合わせている。

委 員：現行では基本水量が5㎡あるということか。

事務局：ある。

委 員：その5㎡という考え方をなくすということではないか。

事務局：事務局としてはそのように考えているが、審議の結果、基本水量を残すべきだという話であればそれを含めてシミュレーションで示せるようにしている。

会 長：次回は何を議論するかを事務局に紹介いただきたい。

事務局：今回の資料をご覧いただき、次回はどの体系がいいかをそれぞれお聞きしたい。会議の中でも単価を変更すると料金がいくらになるのかを示していきたい。

会 長：次回料金体系を審議会としてどの案が適切かということを決めないといけないということか。

事務局：体系までは決めたい。下水道事業については、改定を1回、2回、4回というところのシミュレーションも出して、どういう影響があるかということも含めて、何回で改定していくかということも決めたい。

会 長：委員の皆様方は資料を持ち帰り眺めて、不明な点があれば随時事務局に問い合わせいただきたい。

4 その他

県営水道の受水費値上げについての記事の紹介。

第3回は令和6年1月30日（火）午後2時から開催。資料は1週間前を目安に送付する予定。

5 閉会